

南方デイサービスセンター 南寿荘（通所介護） 利用料金表

(1) 介護給付対象の基本利用料について (令和3年4月1日より改定)

下記の利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

(デイサービスセンター利用時間が7時間以上～8時間未満の場合)

基本料金

○1割負担

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額
要介護 1	6,550円	5,895円	655円
要介護 2	7,730円	6,957円	773円
要介護 3	8,960円	8,064円	896円
要介護 4	10,180円	9,162円	1,018円
要介護 5	11,420円	10,278円	1,142円

○2割負担

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額
要介護 1	6,550円	5,240円	1,310円
要介護 2	7,730円	6,184円	1,546円
要介護 3	8,960円	7,168円	1,792円
要介護 4	10,180円	8,144円	2,036円
要介護 5	11,420円	9,136円	2,284円

○3割負担

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額
要介護 1	6,550円	4,585円	1,965円
要介護 2	7,730円	5,411円	2,319円
要介護 3	8,960円	6,272円	2,688円
要介護 4	10,180円	7,126円	3,054円
要介護 5	11,420円	7,994円	3,426円

(2) 介護給付の加算料金について

加算サービスは利用者の希望により担当介護支援専門員の介護サービス計画書をもとに通所介護計画書を作成しサービスを実施致します。

①サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (全員対象、1回につき加算となります)

利用者に直接提供する職員のうち、介護福祉士の資格を持つ職員が5割以上配置されている場合に加算されます。

負 担 割 合	配置割合	金 額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	5割以上	180円	162円	18円
2割負担	5割以上	180円	144円	36円
3割負担	5割以上	180円	126円	54円

②入浴介助加算（Ⅰ）（入浴サービスを利用毎に40単位）

入浴サービスを利用した際に、特別入浴（機械浴）・普通入浴とも同一加算額となります。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	400円	360円	40円
2割負担	400円	320円	80円
3割負担	400円	280円	120円

入浴介助加算（Ⅱ）（入浴サービスを利用毎に55単位）

利用者が自宅において、自身又は家族の介助によって入浴を行う事ができるよう、関係職種間で利用者個々の身体状況と利用者宅の浴室環境を訪問により把握し、個別の入浴計画書を作成し計画書に基づいた入浴サービス（入浴介助）を行った場合に加算されます。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	550円	495円	55円
2割負担	550円	440円	110円
3割負担	550円	385円	165円

③個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 85単位/回

機能訓練指導員（理学療法士等）を1名以上配置し、生活機能向上を目的とした項目を準備し、利用者毎の心身の状況に応じて個別機能訓練計画を作成し、適切な訓練を行った場合に加算されます。

実施日については月曜日から土曜日

（機能訓練指導員が出勤しない曜日については加算されません）。

個別機能訓練加算（Ⅱ）20単位/月加算（Ⅰ）ロに上乗せして算定個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに加えて、自立支援・重度化防止を目的として個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	850円	765円	85円
2割負担	850円	680円	170円
3割負担	850円	595円	255円

④中重度者ケア体制加算（45単位/1日につき）

利用者総数のうち、要介護3以上の利用者が100分の30以上超えていること、サービス提供時間帯を通じて専従の看護師を配置し、人員基準で求められている介護職員または看護職員の員数に加えて、常勤換算で2以上を確保している体制により加算されます。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	450円	405円	45円
2割負担	450円	360円	90円
3割負担	450円	315円	135円

⑤ADL維持等加算（Ⅰ）30単位/月

自立支援・重度化防止に繋がるサービスの提供を事業所へ促すインセンティブとして評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている事業所が評価され次年度の介護報酬に加算されます。

イ 利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。

ロ 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、BarthelIndexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

- ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	300円	270円	30円
2割負担	300円	240円	60円
3割負担	300円	210円	90円

⑥ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位/月

- 1) ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。
- 2) 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	600円	540円	60円
2割負担	600円	480円	120円
3割負担	600円	420円	180円

⑦口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位/回

当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	50円	45円	5円
2割負担	50円	40円	10円
3割負担	50円	35円	15円

⑧科学的介護推進体制加算 40単位/月

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組により、介護サービスの質の向上を図る観点から、利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	400円	360円	40円
2割負担	400円	320円	80円
3割負担	400円	280円	120円

⑨認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上。
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	30円	27円	3円
2割負担	30円	24円	6円
3割負担	30円	21円	9円

⑩送迎が実施されない場合(片道) 基本料金から減額となります。

減 額 割 合	減 額	保険給付減額	個人減額
1割負担	470円	-423円	-47円
2割負担	470円	-376円	-94円
3割負担	470円	-329円	-141円

⑪介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数。加算率は5.9%

⑫介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数。加算率は1.1%

- * ただし、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。なお、償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険給付外サービス

項 目	金 額	備 考
紙おむつ	100円	現物持参交換も受けます。
尿取りパット	50円	〃
趣味活動材料費	実 費	生け花や手芸など
複写物	10円/枚	

- * ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写を必要とする場合には上記金額をご負担いただきます。

南方デイサービスセンター南寿荘（総合事業） 利用料金表

(1) 第1号通所事業のサービスの基本利用料について

下記の利用料金表によって、サービス利用料金から保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

基本料金（送迎・入浴は基本単位に包括となります）

1割負担の場合

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額	備 考
事業対象者	16,720円	15,048円	1,672円	月額設定にて定額
要支援1	16,720円	15,048円	1,672円	月額設定にて定額
要支援2	34,280円	30,852円	3,428円	月額設定にて定額

2割負担の場合

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額	備 考
事業対象者	16,720円	13,376円	3,344円	月額設定にて定額
要支援1	16,720円	13,376円	3,344円	月額設定にて定額
要支援2	34,280円	27,424円	6,856円	月額設定にて定額

3割負担の場合

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額	備 考
事業対象者	16,720円	11,704円	5,016円	月額設定にて定額
要支援1	16,720円	11,704円	5,016円	月額設定にて定額
要支援2	34,280円	23,996円	10,284円	月額設定にて定額

(2) 加算料金について

①運動機能向上加算（月額設定加算となります）

利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行い、心身の状態の維持または向上に資すると認められる運動機能向上サービスを行った場合に加算されます。

負担割合	金 額	保険給付額	利用者負担額	備 考
1割負担	2,250円	2,025円	225円	月額設定にて定額
2割負担	2,250円	1,800円	450円	月額設定にて定額
3割負担	2,250円	1,575円	675円	月額設定にて定額

②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（月額設定加算となります）

利用者に直接提供する職員のうち、介護福祉士の資格を持つ職員が5割以上配置されている場合に加算されます。

負 担 割 合	要介護区分	金 額	保険給付額	個人負担額
1割負担	事業対象者	720円	648円	72円
	要支援1			
	要支援2	1,440円	1,296円	144円
2割負担	事業対象者	720円	576円	144円
	要支援1			
	要支援2	1,440円	1,152円	288円
3割負担	事業対象者	720円	504円	216円
	要支援1			
	要支援2	1,440円	1,008円	432円

③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数。

通所型サービスの加算率は5.9%

④介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

通所型サービスの加算率は1.1%

※第1号事業支給費等からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

(3) 第1号通所事業対象外サービス

○以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

項目	金額	備考
紙おむつ	100円	現物交換も受けます。
尿取りパット	50円	〃
趣味活動材料費	実費	生け花や手芸など
複写物	10円/枚	

※ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写を必要とする場合は上記金額をご負担いただきます。

南方デイサービスセンター南寿荘（基準該当生活介護） 利用料金表

(1) 特例介護給付の基本利用料について

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給費等が支給されます。介護給費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

☆ 基準該当生活介護サービス費

提供項目	金額	保険給付額	利用者負担額
基準該当生活介護	6,930円	6,237円	693円

福祉・介護職員処遇改善加算イ（Ⅰ）

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
通所型サービス加算率は4.4%

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している事業所に加算される。
所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
通所型サービスの加算率は1.1%

☆ ご契約者がまだ区分認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。区分認定を受けた後、自己負担額を除く金額が特例介護給付から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 登米市障害福祉サービス利用者負担軽減について

登米市障害福祉サービス利用者負担軽減制度に準じ対応するものとする。

(2) 特例介護給付外サービス

○以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

項目	金額	備考
紙おむつ	100円	現物持参交換も受けます
尿取りパット	50円	〃
趣味活動費	実費	生け花や手芸など
複写物	10円/枚	

※ ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。
複写を必要とする場合には上記金額を負担いただきます。